

JAバンク・セーフティーネット

JAバンクは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築し、組合員・利用者の皆さまに、より一層の「安心」をお届けしています。

破綻未然防止システム

破綻未然防止のための
JAバンク独自の制度



貯金保険制度

貯金者の保護のための
公的な制度

身近で便利 JA店舗

本店 TEL.048-521-6061
本店営業課 TEL.048-521-0878
成宮支店 TEL.048-524-8686
佐久良支店 TEL.048-524-8690
山王三尻支店 TEL.048-522-4564
奈良中条支店 TEL.048-524-8734
別府玉井支店 TEL.048-532-6307
妻沼西支店 TEL.048-588-1667
妻沼東支店 TEL.048-588-0049
江南支店 TEL.048-536-1392
大里支店 TEL.048-536-0518



組合員・利用者の皆さまに、より一層の「便利」と「安心」をお届けするための「JAバンクシステム」に一体的に取り組むJAバンク(JA・信連・農林中金)では、各金融店舗に、「JAバンク会員マーク」を掲示しています。

2024 ミニディスクロージャー誌 令和6年8月製作
JAくまがや(くまがや農業協同組合) 企画管理部
〒360-0014 熊谷市箱田5丁目8番2号
TEL 048-521-6061 (代表)
【JAホームページ】<https://ja-kumagaya.or.jp/>

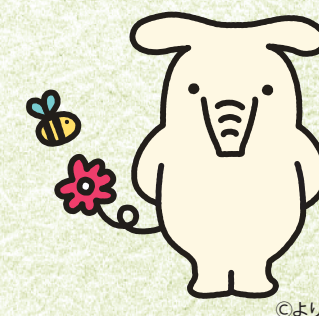
信頼のネットワーク、JAバンク

JAくまがやの現況

ミニディスクロージャー誌

2024

令和5年4月1日～令和6年3月31日



©よりぞう



この資料は、当JAの経営内容の開示を行い、当JAの業務につきまして一層のご理解をいただきたく作成したものであります。今後とも皆さまの一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

くまがや農業協同組合
代表理事組合長 吉田公一

経営状況

令和5年度JAくまがやの経営状況は次のとおりです。

JAくまがやでは、みなさまに安心してご利用いただけるよう、厳正かつ透明な決算を実施しています。

(単位：千円)

区 分	R5.3月期	R6.3月期	増 減 額
事業総利益	2,516,886	2,523,674	6,787
信用事業総利益	1,216,087	1,202,939	△ 13,148
事業管理費	2,406,306	2,400,476	△ 5,829
事業利益	110,580	123,197	12,617
経常利益	244,613	253,850	9,236
当期剰余金	154,321	202,689	48,367

資金構成

皆さまに安心していただけるJAの資金構成です。

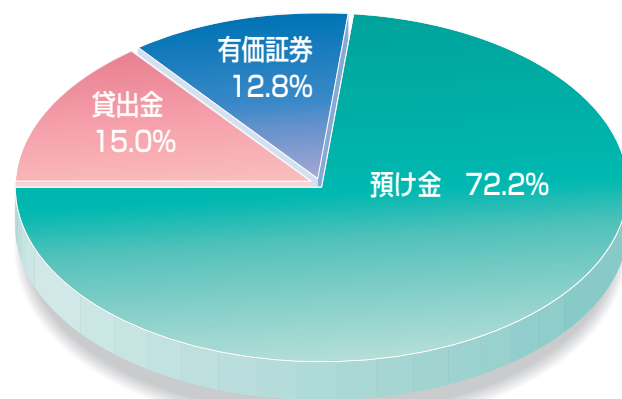
JAくまがやは、貸出金以外にも、預け金や有価証券で運用し、いつでも使える余裕資金を豊富に保有しており、資金繰りは安定しております。

R6.3月期のJAくまがやの運用資産構成

(単位：百万円)

	R5.3月期	R6.3月期
貯 金	218,332	215,892
貸 出 金	31,523	31,899
預 け 金	157,702	153,884
有価証券	26,221	27,224

※貸出金については、貸付留保金を控除した数値として
います。



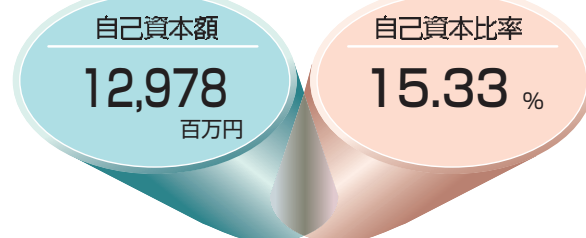
自己資本比率

経営のバロメーター … 自己資本比率は充分です。

JAくまがやは、安定した経営を維持しています。

(単位：百万円、%)

R6.3月期の自己資本の状況



- 自己資本比率 = $\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産(リスク・アセット) + オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8\%で除して得た額}}$
- 自己資本比率 = $\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産(リスク・アセット) + オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8\%で除して得た額}}$
- リスク・アセット「資産のリスクに応じて算出した資産総額」

	R5.3月期	R6.3月期
自己資本額	12,813	12,978
自己資本比率	14.64%	15.33%

※ 自己資本比率に応じた行政の指導内容

自己資本比率	行政指導内容
4%以上	経営体質が健全で問題がない。
4%未満	経営改善計画の作成・実施命令
2%未満	総資産の圧縮、新規業務の禁止等
0%未満	業務の一部・全部の停止命令

国内の金融機関 (JA・信用金庫等) の自己資本比率の法定基準は、4%以上です。
但し海外で業務を行う金融機関は8%以上です。

不良債権

不良債権に対する備えは充分です。

JAくまがやは、経営の透明性を高め、その健全性と安全性をご理解いただくために、農協法及び金融再生法に基づく開示債権の状況を開示するとともに、不良債権に対する保全状況を開示いたします。
また、適切な資産査定を行い、不良債権に対する保全をしています。

(単位：百万円、%)

債権区分と保全状況		R6.3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		103
危険債権		319
要管理債権		—
		三月以上延滞債権
		貸出条件緩和債権
		—
小 計 (A)		423
保全状況	上記債権の担保・保証の額 (B)	305
	上記債権に対する貸倒引当金の額 (C)	76
	上記債権に対する保全率 (B+C) / (A)	90.0 %
正 常 債 権		31,496
合 計		31,920

【用語の説明】

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権…破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- 危険債権…債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- 要管理債権…「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
- 三月以上延滞債権…元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
- 貸出条件緩和債権…債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
- 正常債権…債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

※ミニディスクロージャー誌に記載した金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。